



社協だより

令和3年度事業報告・決算

決算 (資料は社会福祉協議会または社会福祉協議会ホームページで閲覧できます)

事業区分	収入	支出	前期末支払 資金残高	当期末支払 資金残高
社会福祉事業 (保健センター・栗の子)	3億178万8,628円	3億182万1,440円	8,280万7,947円	8,277万5,135円
収益事業 (貸衣裳・仏舎利殿・葬祭)	4,677万4,331円	5,458万9,401円	4,205万4,848円	3,423万9,778円
合 計	3億4,856万2,959円	3億5,641万841円	1億2,486万2,795円	1億1,701万4,913円

事業報告(抜粋)

令和3年度は、コロナ禍の中、地域福祉推進の中核的機関として「互いに支えあい、安心して生活できる福祉のまち・篠栗づくり」を推進し、①安心して生活できる地域福祉の構築 ②栗の子保育園の運営 ③収益事業の充実強化 ④運営基盤の強化を重点目標とし、感染拡大防止対策を図りながら事業を実施しました。

地域福祉・ボランティアセンター

障がい・高齢者・子育てサロン活動や「おひさまカフェ」などの交流・集まりの場は三密の回避が難しく中止が続きました。代わりとなる活動として「地域つながり活動」を推進し、要支援者の見守り・孤立防止・介護予防を目的に、福祉協力員を中心に電話や訪問による見守り、屋外活動などを行いました。

ボランティア活動の中止が続く中、直に人と会わなくてもできるボランティア活動を模索し、スマイルプロジェクトと称し、リメイク布マスクの配布、赤い羽根つながりマスクの作成、手作り年賀状の配布、オンライン体操などを行い、地域に暮らす人や働く人達がつながりや励ましを感じられるような活動に取り組みました。

介護保険事業

訪問型サービスAの生活援助を、感染防止対策を行い実施しました。また、生活支援体制整備事業については、協議体活動は中止いたしました。生活支援コーディネーター業務として地域のニーズ調査や地域福祉活動の担い手との交流に取り組みました。

収益事業

葬祭事業・納骨堂管理運営事業を行いました。衣裳貸出事業は令和3年度で事業を廃止しました。

その他

コロナ禍の影響で経済的に困りの方からの相談が急増しています。生活福祉資金貸付の相談対応や、子育て世帯へのフードサポート事業を行い、困窮世帯への支援につとめました。

そのほかさまざまな事業を行いました。社会福祉協議会ホームページに事業の概要を掲載しています。

役員の紹介 (敬称略)

任期：令和4年6月24日～令和5年6月定時評議員会まで

会 長 草場 一律

副会長 岩本 才次 石川 忠弘

理 事 行政区 八尋 優 藤 文人 阿部 正明

シニアクラブ 飯干 政行 民生委員 山下 久代

ボランティア 井上 芳美 施設代表 柳 竜一

学識経験者 神宮 鹿男 岡 節子 行政 平山 智久

施設管理者 黒瀬 経子

監 事 民生委員 権藤 壽榮幸 行政 田村 明広

任期：令和4年6月7日～令和7年6月定時評議員会まで

評議員 行政区 葉山 繁美 藤 正式 有隅 賢治 松下 敏行

山下 順司 藤代 清衛 古屋 光 石蔵 孝幸

武元 政治 片山 徳美 井上 博文 黒瀬 津義

村嶋 憲吾 松隈 謙二 榎中 修 板倉 清志

角野 聖人

民生委員 井上 輝男 安部 美智子

ボランティア 神村 智子

シニアクラブ 吉竹 智恵子 商工会 高野 一彦

身体障害者福祉協会 合屋 吉晴

学識経験者 城戸 芳成 井上 伸一 蒲原 修一

寺崎 いみ子

退任役員の紹介 (敬称略)

理 事 藤 豪哲 松下 敏行 黒瀬 津義 角野 聖人 高野 一

評議員 松下 真教 八尋 優 富田 好路 藤 文人 藤崎 福光

岩本 才次 阿部 正明 手嶋 俊明 中村 幸雄

小野 皆子

ご寄付ありがとうございます

社会福祉協議会へ次の方々からご寄付がありました。厚くお礼申し上げます。
頂いたご芳志は、社会福祉事業に有意義に活用させていただきます。

香典返しとして

◆出口 勝彦さま 津波黒区

遺族 出口 鶴江さま

◆松井 鹿津江さま 津波黒区

遺族 松井 雅美さま

(5月受付分)

新型コロナの影響による一時的な資金の特例貸付

申請期間は令和4年8月末までです

福岡県社会福祉協議会では新型コロナウイルス感染症の影響により休業や失業でお悩みの方に向けて、生活福祉資金の特例貸付を実施しています。貸付の申し込みには条件があります。また、申請時に県社会福祉協議会による審査があります。詳しくは篠栗町社会福祉協議会ホームページを確認するか、電話でお問い合わせください。コロナ特例貸付ページ



篠栗町社会福祉協議会

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

◆対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯(生活保護世帯は対象外)

◆貸付上限額 20万円以内

◆貸付期間 令和5年12月末まで

◆償還期間 2年以内 ◆貸付利率 無利子

総合支援資金

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

◆対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困難し、日常生活の維持が困難となっている世帯(生活保護世帯は対象外)

◆貸付上限額 ●(2人以上世帯)月20万円以内 ●(単身世帯)月15万円以内

◆貸付期間 3か月以内

◆据置期間 令和5年12月末まで ◆償還期間 10年以内 ◆貸付利率 無利子

社会福祉法人

篠栗町社会福祉協議会

オアシス篠栗内2階



■問い合わせ/TEL 947-7581